

かづの土地改良区職員退職給与規程

第1条 この土地改良区の職員であって、勤続1年以上の者が退職又は死亡したときは、この規程により退職給与金を支給する。

第2条 退職給与金は、本人の退職当時の本俸月額を基準として、勤続年数に応じ、別表の定率を乗じた額とする。

第3条 勤続年数は、次の各号により算定する。

- (1) 就職の月から起算し、退職又は死亡の月迄引続いた在職期間
- (2) 休職期間は、勤続年数に加算する。
- (3) 勤続年数に1年未満の端数を生じたときは月割計算とし、1ヶ月未満の端数はこれを切捨てる。
- (4) この規程により退職給与金を受けたものが再び就職したときは、前の在職年数は通算しない。

第4条 この土地改良区は、退職給与引当積立金として、毎年度、全職員給料（基本給）の1ヶ月分以上を積み立てるものとする。

2 前項の積立金で、この規程による給与が出来ない場合の不足額は、一般会計から繰入れて支給するものとする。

第5条 前条に定める積立金は特別会計とし、その収支予算並びに決算は、総代会に附議しなければならない。

第6条 退職給与金は、退職したときの退職辞令と同時に本人に、死亡したときはその遺族に支給する。

2 死亡した職員の遺族が数人あるときは、受給者の順位は、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。

3 前項に掲げるもののほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。

第7条 職員が次の一に該当するときは、退職給与金の額を減じ又は支給しないことがある。

- (1) 職務上の義務に違背し又は職務怠慢によって解職されたとき。
- (2) 職員たる体面を汚し又は信用を失墜した行為によって解職されたとき。

2 前各号の摘要については、理事会に諮り理事長が定める。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によってこれを行う。

附 則

1. この規程は令和5年3月14日から施行する。